

基本法のうち内閣人事局関係部分の概要

→ は、衆議院修正(概要)

5条2項

○縦割りの弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、多様な人材の登用や弾力的な人事管理ができるよう、次の措置を講ずる。

・次官・局長・部長等の幹部職員、課長・室長・企画官等の管理職員(地方支分部局の職員を除く。)を対象とした新たな制度を設ける

↳ 修正により追加

・幹部職員の任用は、官房長官が適格性を審査し、候補者名簿を作成するとともに、各大臣は、総理大臣・官房長官と協議して任免を行う

↳ 政府提出法案では、各府省が候補者名簿の原案を作成し(内閣人事庁も必要に応じて作成)、内閣人事庁が適格性の審査を行い、内閣総理大臣の承認を経て任免とあるのを修正

・幹部職員等の任用は、国の行政機関の内外からの人材の登用に努める

↳ 修正により追加

・幹部職員等の任用、給与等は、弾力的なものとする

↳ 修正により追加

※ 政府提出法案中、国家戦略スタッフは内閣人事庁の職員をもって充てること、幹部職員は内閣人事庁及び各府省に所属すること、各府省の政務専門官・政務スタッフ・管理職員は内閣人事庁に併任することを削除

5条4項

○職員の育成・活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員等の適切な人事管理を徹底するため、次の事務を内閣官房で一元的に行う措置を講ずる。

・幹部職員・管理職員の定数の設定・改定

↳ 修正により追加

・幹部候補育成課程に関する基準作成・運用管理

・幹部候補育成課程対象者の研修の企画立案・実施

・幹部候補育成課程対象者の府省横断的配置換の調整

・管理職員の選考基準の作成・運用管理

↳ 修正により追加

・管理職員の府省横断的配置換の調整

・幹部職員・管理職員以外の職員の府省横断的配置の指針作成

↳ 修正により追加

・幹部職員の適格性の審査・候補者名簿の作成

↳ 政府提出法案では、幹部職員の適格性の審査、候補者名簿の必要に応じた作成、各大臣への情報提供・助言等とあるのを修正

・幹部職員・管理職員・幹部候補育成課程対象者の人事情報管理

↳ 政府提出法案では、幹部職員・管理職員・幹部候補育成課程対象者・総合職試験採用者の人事情報管理とあるのを修正

・公募の目標設定・推進

・官民人材交流推進

※ 政府提出法案中、内閣人事局が、総合職試験合格者からの採用・各府省への配置調整、国家戦略スタッフに充てられている職員の管理を行うことを削除

11条

○内閣官房に内閣人事局を置く(法施行後一年以内を目途に法制上の措置)。

↳ 政府提出法案では、内閣人事庁を設置、長は内閣官房長官をもって充てるとあるのを修正

・内閣官房長官は、①国家公務員の人事管理の説明責任を負うとともに、②5条4項の事務(一元管理)、③関連する事務を所掌

↳ 政府提出法案では、「内閣人事庁は、…」とあるのを修正

・総務省、人事院等の人事行政機能は、内閣官房の新たな機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、内閣官房に移管